

事業主 殿

全国設計事務所健康保険組合

「健康保険被保険者資格証明書」について

謹啓 霜秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。当組合の運営につきましては、日頃よりご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行が終了します。被保険者資格取得届等の提出後、健康保険組合のデータ登録が完了（※）しない場合や、やむを得ない事情により時間を要する場合は、健康保険組合が短期間（3ヶ月）有効な「資格確認書」を交付します。

また、被保険者資格取得届等の提出後に事業所で「資格証明書」を交付する場合の取扱いについて、厚生労働省より通達がありましたので下記にてお知らせいたします。

※データ登録の完了とは、保険者が加入者情報を医療保険者向け中間サーバー（国のデータベース）へ登録後、加入者が医療機関においてオンライン資格確認ができるようになった状態のこと。

謹白

記

1. 交付について

事業主は新規加入者についてデータ登録や資格確認書の交付・再交付が完了するまでの間、次の場合に限り「健康保険被保険者資格証明書」を交付することができることとする。

- ・被保険者または被扶養者が資格確認書を持っていない、かつ療養の給付を受ける必要がある場合

※健康保険組合が被保険者等の資格取得の確認を行っていない場合、「資格証明書」の交付はできません。「資格証明書」を交付できるのは、健康保険組合から被保険者資格取得通知や被扶養者異動(認定)通知が届いた方に限られます。

2. 有効期限について

「資格証明書」の有効期間は交付日から**5日以内が原則**です。ただし、交通の便その他やむを得ない事情で5日以内に保険医療機関及び療養の給付を受ける資格があることの確認ができない場合でも有効期限は**15日を限度**とすること。

3. 返付について

被保険者は資格証明書の有効期間が経過したときは、速やかに事業主に返付し、事業主はこれを健康保険組合に提出するものとする。

4. 申請様式について

「資格証明書」の様式は別紙様式によるものとする。

以上

健康保険被保険者資格証明書

年 月 日 交付
有効期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

保 険 者	番 号						
	名 称						
	所 在 地						
被 保 険 者	被保険者等 記号・番号	記 号		番 号	(枝番)		
	(フリガナ) 氏 名					性 別	
	生 年 月 日	年 月 日					
	住 所						
	資格取得日	年 月 日					
被 扶 養 者	(フリガナ) 氏 名		性別		性別		性別
	生 年 月 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
	枝 番						
	被 保 険 者 と の 続 柄						
	被扶養者とな った 日	年 月 日		年 月 日		年 月 日	
本 証 明 書 発 行 の 理 由							

上記の者は、当事業所の使用する被保険者で、現にその資格を有することを証明する。
年 月 日

事業所名称
所 在 地
事業主氏名 (印)

※「被扶養者」欄のうち不要の欄は斜線で抹消すること。